

事 務 連 絡  
平成17年6月30日

各都道府県水道行政担当者 殿

厚生労働省健康局水道課水道計画指導室

石綿障害予防規則の施行について

今後、石綿が使用されている建築物又は工作物の解体・撤去作業が増加することが予想されることから、このような作業における石綿暴露防止対策等の充実を図るため、労働安全衛生法に基づき石綿障害予防規則(以下、「石綿規則」)が平成17年2月24日に公布され、同年7月1日から施行されることとなっております。また、平成17年3月18日付けで、厚生労働省労働基準局長から各都道府県労働局長あてに、同規則の施行について通知(以下、「通知」)がなされました。

水道関係では、建築物に石綿が使用されている場合のほか、石綿セメント管の撤去作業が石綿規則の対象となっています(通知の第3.2.(1)ア参照)。

つきましては、平成17年7月1日より、貴都道府県知事認可の水道事業において石綿セメント管の撤去作業等を行う場合には、石綿規則を遵守することが義務づけられますので、十分留意するよう指導方お願いします。

なお、石綿規則において、石綿セメント管の撤去作業に関連する主要事項は次のとおりです。

- ① 事前調査(第3条、第8条)
- ② 作業計画の策定と実施(第4条)
- ③ 作業労働者に対する特別教育(第27条)
- ④ 石綿作業主任者の選任と職務(第19条、第20条)
- ⑤ 呼吸用保護具の使用等(第14条、第44～46条)
- ⑥ 切断等の作業時の湿潤化(第13条)
- ⑦ 関係者以外の作業場への立入禁止(第15条)
- ⑧ 工事等の条件に関する作業注文者の配慮(第9条)

併せて、当省のホームページに石綿規則、通知のほか、関連する石綿情報が

掲載されておりますのでご参照ください。

(1) 石綿情報 (トップページ)

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/index.html>

(2) 石綿についての関係法令、通知等一覧

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/hourei/index.htm>

1

(3) 関連パンフレット

① 「建築物からの石綿粉じん対策 (建築物所有者・管理者向け)」

1～2ページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/d1/tp0224-1g1.pdf>

3～4ページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/d1/tp0224-1g2.pdf>

② 「建築物の解体等の作業における石綿対策 (解体事業者向け)」

1～2ページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/d1/tp0224-1f1.pdf>

3～4ページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/d1/tp0224-1f2.pdf>

5～7ページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/d1/tp0224-1f3.pdf>

8ページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/02/d1/tp0224-1f4.pdf>